

2. 観光圏整備事業

概要

観光立国の実現に向けて、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成を促進するためには、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、2泊3日以上の滞在型観光を促進することが必要となっている。

そのため、観光旅客の来訪及び滞在を促進を図るとともに、地方自治体が、観光関係団体、農林漁業団体、NPO等地域の幅広い関係者と連携して作成する「観光圏整備計画」に基づき、協議会が実施する地域の活性化の取組みを支援する。

観光圏整備のイメージ

主たる滞在促進地区と滞在プログラムの関係(イメージ)



観光客の来訪・滞在の促進

滞在コンテンツを企画した上で、宿泊・移動手段を組み合わせた魅力ある滞在プログラムを提供

宿泊の魅力向上

滞在コンテンツの充実

移動の利便性向上

情報提供の充実・強化

観光圏整備に対する支援

〇旅行業法の特例

ホテル・旅館による旅行業者代理業の特例
⇒宿による宿泊客への滞在プログラムの販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

〇農山漁村活性化法の特例

観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
⇒農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在コンテンツの充実

〇社会資本整備についての配慮

社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
⇒ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

〇その他の支援

- ・共通乗車船券
- ・認定観光案内所
- ・国際観光ホテル整備法等の特例

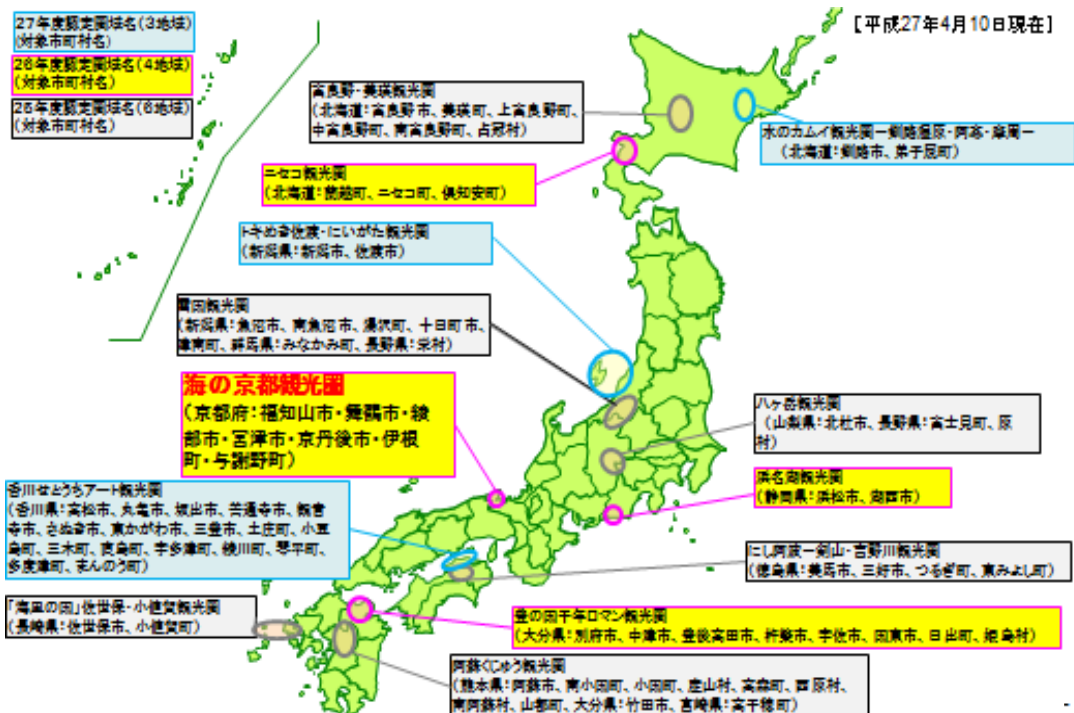
事業実施の基本的な方針の策定

- ・観光圏の事業実施の前提となる考え方
 - ・各事業の役割や関係者間の連携等
- について、方針を定め、関係者で共有

地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

地域住民の意識啓発・参加促進を図るとともに、観光地域づくりを実践する人材を育成

新基本方針に基づく観光圏整備実施計画認定地域(10地域+3地域追加)



〇問い合わせ・申請先 近畿運輸局 観光部 観光地域振興課
電話06-6949-6411 FAX06-6949-6135

観光圏整備事業にかかる関連施策

観光地域づくり実践プラン

地域の多様な主体が一体となり、ハード・ソフトの連携を図りつつ観光地域づくりに取り組むための計画。観光圏の形成を図ろうとする地域は、実践プランを作成することにより、国土交通省所管の事業・施策による総合的、重点的な支援を受けることが可能。

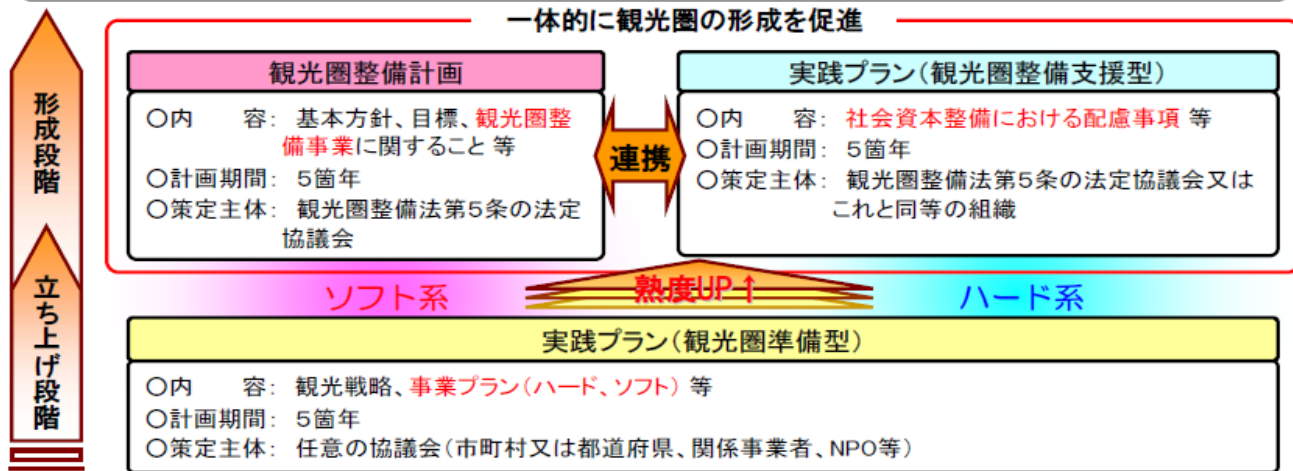
1) 観光圏準備型

観光地域づくりの立ち上げ段階において、関係主体がハード・ソフト一体となって、事業・施策間の整合や連携を図りつつ取り組むための計画づくりを進め、将来的な観光圏の形成を促進する。

2) 観光圏整備支援型

「観光圏整備計画」を公表している地域において、社会資本整備にあたっての配慮事項を明確にすることで、より効率的・効果的に観光圏の形成を図ることを促進する。

一体的に観光圏の形成を促進

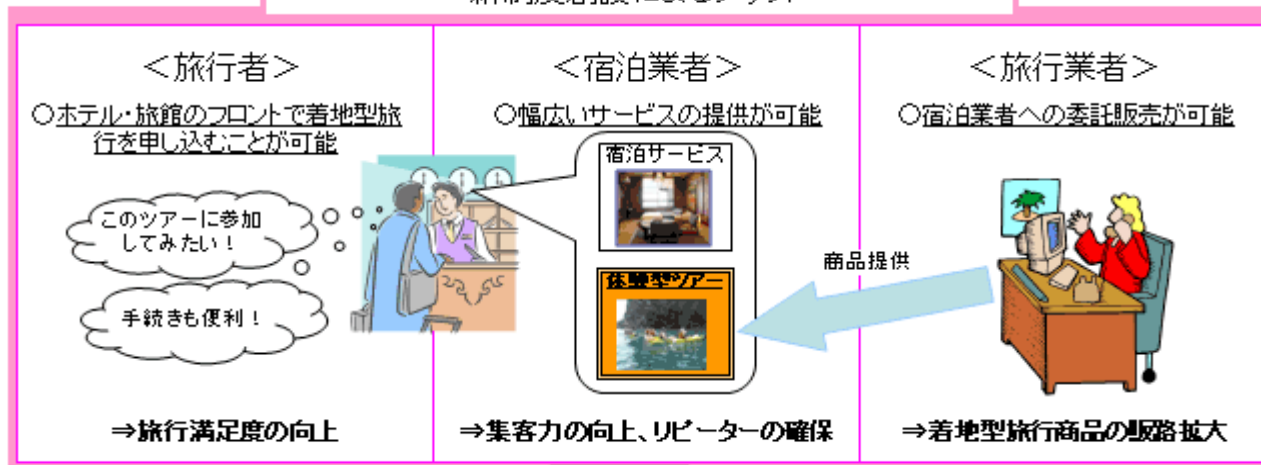


旅行業法の特例

特例の内容

- 観光庁長官の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができることとする(観光圏内限定旅行業者代理業)。
- 上記①の場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者を選任できることとする。

新制度創設によるメリット



地域の魅力を生かした着地型旅行商品による旅行者の滞在促進